

国際日本文化研究センター大学院特別研究員取扱要項

〔 令和 8 (2026) 年 7 月 2 3 日 制 定 〕

(目的)

第 1 条 この要項は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構大学院特別研究員就業規則（令和 8 年 3 月 3 0 日規程第 1 7 4 号）第 1 0 条に基づき、国際日本文化研究センターで雇用する大学院特別研究員の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(採用)

第 2 条 大学院特別研究員の採用は、センター会議の議を経て所長が決定する。

(基本年俸額)

第 3 条 大学院特別研究員の基本年俸の額は、2, 7 6 0, 0 0 0 円とする。

(その他)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、大学院特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要項は、令和 8 (2026) 年 7 月 2 3 日から施行する。